

東北地方太平洋沖地震等に関する会長声明

2011（平成23）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に、北海道から関東地方にかけて太平洋沿岸地域の広い範囲に、地震動、大津波などにより、国内観測史上最大規模の人的・物的被害を発生させました。さらには、福島第一原子力発電所においても複数の原子炉事故が発生し、放射性物質の漏洩という重大な脅威を周辺住民のみならず日本国内の市民全体に与えています。

この地震動・大津波によりお亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、多くの被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

また、政府、地方公共団体をはじめ関係諸機関が密接な連携のもと、インフラの復旧のほか被災者の皆様に対する効果的な支援を早急かつ適時に行うとともに、政府、原子力安全・保安院および東京電力は市民に対し、福島第一原子力発電所の復旧状況についての正確な情報を出来る

限り速やかに提供し、周辺住民に対し適切な避難措置を講じるよう強く要望します。

当会は、災害復興に向けての義捐金を募る活動を行うことのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会とともに、被災者を対象とする電話・面談による無料法律相談を行います。その他、日本弁護士連合会、東北弁護士会連合会をはじめ各弁護士会連合会、各単位弁護士会のみならず、裁判所、検察庁、日本司法支援センターなど関係司法機関とも連携し、被災地への法的支援と被災された市民の方々の権利回復のための活動を積極的に行う所存です。

今、この瞬間に多くの被災者の方々が蒙っている苦難を自らの苦難として、ともに克服するために立ち上がることを決意し、ここに宣言します。

2011（平成23）年3月23日
東京弁護士会会長 若旅一夫

弁護士事務所における暴行傷害事件に関する会長声明

平成23年3月2日、愛媛弁護士会所属弁護士の法律事務所において、女性事務員が男性から暴行を受け傷害を負うという事件が発生した。

報道によると、「現行犯逮捕された被疑者は、『弁護士の居所を教えろ』と同弁護士の長女である事務員に要求し、同事務員が断ったところ、顔を数回殴り、ナイフを示し『殺すぞ』などと脅した。被疑者は、『過去に民事事件の相手側の担当だった弁護士に恨みがあった。殺すつもりだった』などと供述している」とのことである。

報道の通りとすれば、昨年6月に横浜弁護士会に所属する前野弁護士が、同年11月には秋田弁護士会所属の津谷弁護士が殺害された事件と同様に、今回の事件も、事件の相手方弁護士を逆恨みした事件である。このような事件が重ねて発生し、かつ、女性事務員が傷害を受けたという事実は誠に痛恨の極みである。

当会が認知している限り、平成8年及び同16年に愛知県、

同10年福岡県、同12年東京、同15年新潟県、同17年仙台、同19年には兵庫県と大阪で、法律事務所に勤務する女性事務員が事務所内で襲撃されて、殺害されたり、傷害を負わされたりする業務妨害事件が発生している。

このような暴力という犯罪行為によって自らの主張を実現しようとするのは、司法制度及び法秩序に対する重大な挑戦であって、断じて許されるものではない。

当会は、このような犯行を行った者を強く非難し、今後も、弁護士及び事務所職員に対する業務妨害に一致団結して毅然と対処し、かかる暴力にひるむことなく、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のため職務を遂行することをここに表明する。

2011(平成23)年3月8日

東京弁護士会会長 若旅一夫

国旗国家強制の懲戒処分を取り消した東京高裁判決に関する会長声明

2011年3月10日、東京高等裁判所第2民事部（大橋寛明裁判長）は、東京都の公立学校での教職員への国旗国歌の強制をめぐる2件の訴訟で、それぞれ一審判決を変更して合計169名の懲戒処分を取り消す判決を言い渡した。

判決は、東京都教育委員会が2003年10月23日に発した通達およびこれに基づく職務命令の違憲性・違法性までは認めなかったものの、控訴人らが上記通達に基づく職務命令に従わずに受けた懲戒処分について、「本件各処分は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を逸脱し、又はこれを濫用したものというべきであると判断する」と判示した。

国旗国歌については人によって多様な考え方があり、国旗に対して起立し国歌を歌う行為を個人に義務づけることは、思想・良心、信仰の自由との関係で許されないことである。この点、本判決は、「これを強制することについては、憲法19条の思想及び良心の自由の保障との関係において、問題があるといわざるを得ない」と指摘し、「控訴人らも、1個人としてならば、起立を義務づけられることはないというべきである」と判示して、思想・良心の自由に基づく国

歌を歌わない個人の自由を明確に確認した。

そして、判決は、公立学校の教職員といえども、懲戒処分まで科して強制するのは行き過ぎであるという一般市民の健全な感覚に沿った判断をしたものであって、司法の良識を示した判決として、高く評価することができる。

ところで、当会はこれまで、2004年意見書および2006年会長声明をもって、上記通達による教職員に対する国旗国歌の強制が、教職員の思想・良心の自由を侵害するだけでなく、児童生徒にも心理的強制を加え、その思想・良心の自由の侵害をも招くものであるとして、同通達に基づく教職員に対する懲戒処分や厳重注意等を行わないよう意見を表明してきた。

そこで、当会は、本判決を契機に、あらためて東京都および東京都教育委員会に対して、国旗に向かって起立し国歌を歌うことの教職員に対する義務づけおよび懲戒処分をいっさい取り止めるよう求めるものである。

2011(平成23)年3月14日

東京弁護士会会長 若旅一夫